平成２２年（フ）第３４号
福井県大野市元町14番２号
債務者　小谷　和俊
1　決定年月日時　平成22年４月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月17日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第１２０号
福井市新保１丁目808番地　クレスト・デュオ402
債務者　見目　哲寛
1　決定年月日時　平成22年４月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月17日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第１２２号
福井県越前市北山町第47号17番地の５　コーポサンヨー202
債務者　常田　　顕
1　決定年月日時　平成22年４月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月17日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第１２３号
福井県鯖江市西袋町第57号21番地
債務者　多田　美紀
1　決定年月日時　平成22年４月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月17日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第１０６号
長野市大字高田338番地モリタビル203
債務者　遠藤　伸雄
1　決定年月日時　平成22年４月16日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月17日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第１０７号
長野市大字高田338番地モリタビル203
債務者　遠藤　裕子
1　決定年月日時　平成22年４月16日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月17日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第１１０号
長野市篠ノ井塩崎6834番地１グランドリバティ篠ノ井106号、前住所長野市大字東和田188番地３東邦ハイツ東和田Ｂ―301
債務者　土屋　明美
1　決定年月日時　平成22年４月16日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月17日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第１１９号
長野市三本柳西３丁目20番地　モア・プランディ笠原203号室、前住所長野市青木島町綱島335番地１　Ｃ号
債務者　川北眞由美（旧姓織田）
1　決定年月日時　平成22年４月16日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月17日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第１１３号
兵庫県伊丹市千僧３丁目135番地アプローズコート301号、前住所兵庫県伊丹市池尻６丁目82番地の１パレ武庫川プルミエールⅢ519号
債務者　吉原　洋子
1　決定年月日時　平成22年４月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月17日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２２年（フ）第１１４号
兵庫県宝塚市仁川宮西町３番22号ファミール仁川Ｖ―201
債務者　池田　清隆
1　決定年月日時　平成22年４月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月17日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２２年（フ）第１１５号
兵庫県宝塚市仁川宮西町３番22号ファミール仁川Ｖ―201
債務者　池田　奈未
1　決定年月日時　平成22年４月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月17日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２２年（フ）第１１７号
兵庫県川西市東多田１丁目１番１号、前住所兵庫県川西市鼓が滝１丁目24番16―316号
債務者　冨村千賀子
1　決定年月日時　平成22年４月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月17日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２２年（フ）第１３２号
兵庫県川西市加茂５丁目３番８号
債務者　黒葛原　明
1　決定年月日時　平成22年４月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月17日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２２年（フ）第３１４号
兵庫県西宮市浜脇町６番２―209号
債務者　山下　義明
1　決定年月日時　平成22年４月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月17日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第６６号
山口県周南市大字栗屋805番地の３、旧住所熊本県球磨郡多良木町大字久米1412番地１
債務者　田上　孝幸
1　決定年月日時　平成22年４月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月17日まで
山口地方裁判所周南支部

平成２２年（フ）第６７号
山口県周南市大字栗屋805番地の３、旧住所熊本県球磨郡山江村大字万江乙656番地
債務者　田上　沙織
1　決定年月日時　平成22年４月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月17日まで
山口地方裁判所周南支部

平成２２年（フ）第７１号
山口県周南市大字上村320番地、前住所山口県周南市大字下上1492番地の７
債務者　久樂　幸枝
1　決定年月日時　平成22年４月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月17日まで
山口地方裁判所周南支部